

令和2年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託仕様書

1 業務の名称

令和2年度茨城県消費者教育啓発講座業務

なお、周知用の名称は別途「みんなで見守り！防ごう消費者トラブル（仮）」とする。

2 業務の目的

高齢者等の見守りに必要な知識と適切な対処法を習得するための研修を実施することにより、地域における消費者被害の未然防止を図る。

3 受講対象者

誰でも可（県内の民生委員，福祉・医療関係者等を始め，高齢者の見守りに関心のある方）

1日あたりの参加人数 40名程度

4 委託業務の内容

令和2年度茨城県消費者教育啓発講座の開催，運営等

(1) 研修の内容

- ・「消費者を取り巻く環境と最近の消費者被害を知る／消費者トラブルの対処法と見守りのポイントを学ぶ」をテーマに，内容を決定すること。
- ・一般県民が参加することを考慮し，分かりやすい研修方法を工夫すること。
- ・講義のみではなく，対処法についての演習も含めること。
- ・県内5地区とも同じ内容とすること。

(2) 実施回数等

研修は，県内5地区（県北，県央，鹿行，県南，県西）において，1日2時間で1日間の課程を各1回開催し（計5日間），令和2年11月までに実施すること。

(3) 研修会場等

研修会場は上記地区内の会場を利用し，手配及び使用料の支払いを行うこと。

なお，新型コロナウイルスの感染を予防するための対策を行うこと。

(4) 研修の管理運営等

- ア 講師の手配，連絡調整，旅費及び報酬等の支払い
- イ 周知用ポスター及びリーフレットの作成
- ウ 受講者への連絡等
- エ 研修当日の事務処理及び運営
- オ 茨城県消費生活センター（以下「県センター」という。）との連絡調整
- カ 出席者名簿の作成，受講状況の把握
- キ 研修資料（レジュメ，テキスト）の作成，購入，代金の支払い
- ク アンケートの作成，配布，とりまとめ
- ケ その他講座運営に必要な業務

なお，講師は各分野の専門家を招聘し，講師の選定に当たっては県センターと協議すること。

5 県センターの業務

- (1) 広報, 民生委員等への周知
- (2) 受講申込みの受付

6 その他

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は, 県センターと受託者が協議のうえ決定することとする。ただし, 県センターと受託者との協議においても疑義が解決しない場合には, 受託者は県センターの指示に従うこととする。